

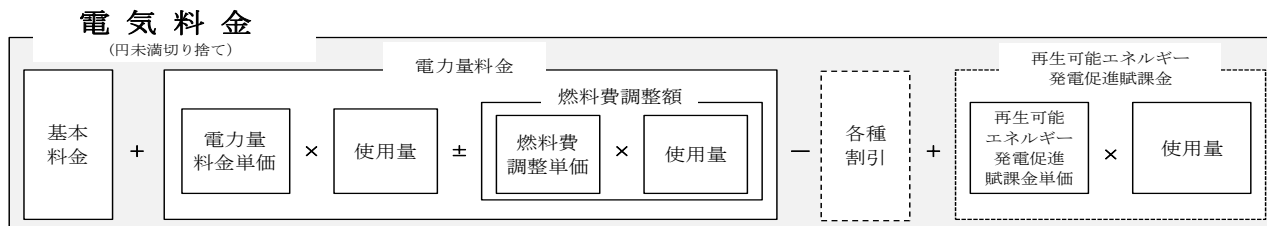
【お客さま各位】

本票に電気需給契約に関する重要事項を記載しております。その他の事項については、電気供給約款または選択約款の定めるところによります。

電気供給約款または選択約款の詳細な内容は、当社支店・営業所の窓口のほか、当社ホームページ (<http://www.okiden.co.jp>) でご確認ください。

ご不明な点がございましたら、コールセンターまたは、当社支店・営業所へお問合せください。

【電気料金算出方法イメージ】



※平成 24 年度に創設された「地球温暖化対策のための税」について、平成 28 年 4 月に税率が引き上げられることとともない、平成 28 年 8 月 1 日以降のご使用分からすべてのお客さまの電力量料金に反映 (+0.04 円/kWh) させていただきます。

※燃料費調整単価、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、検針時にお渡しする「電気ご使用量のお知らせ(検針票)」でご案内いたします。

【料金単価表】平成 28 年 4 月 1 日実施

	区 分	単 位	料 金 単 価 (円)	
			A表 (平成 28 年 7 月 31 日まで)	B表 (平成 28 年 8 月 1 日以降)
基本料金	—	1 契約	1,620.00	1,620.00
電 力 量 料 金	昼 間 時 間	夏 季	39.46	39.50
		そ の 他 季	36.04	36.08
	生 活 時 間		26.97	27.01
	夜 間 時 間		11.78	11.82
5 時 間 通 電 機 器 割 引		1kW	216.00	216.00
通 電 制 御 型 夜 間 蓄 熱 式 機 器 割 引		—	162.00	162.00
E e プ ラ ン 割 引 (全電化住宅割引)		—	割引対象額 × 10%	割引対象額 × 10%

- (注) 1. 「夏季」とは、毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。「その他季」とは、「夏季」以外の期間をいいます。
 2. 「昼間時間」とは、平日(月曜日から土曜日まで)午前 10 時から午後 5 時までの時間をいいます。
 「生活時間」とは、平日では午前 7 時から午前 10 時、午後 5 時から午後 11 時、選択約款に定める休日等では午前 7 時から午後 11 時の時間をいいます。
 「夜間時間」とは、「昼間時間」および「生活時間」以外の時間をいいます。
 3. 「割引対象額」とは、基本料金と電力量料金の合計をいいます。
 4. Ee プラン割引上限額は、1 契約につき 3,240 円/月(税込)といたします。
 5. 「全電化住宅」とは、住宅すべての熱源を電気でまかなうことをいいます。

E e らいふ契約をご契約のお客さまへ

重要

電気使用お申し込み前にご確認ください



— お問い合わせ先 —

【全店共通】 ☎ 0120-586-391 (IP 電話のお客さま ☎ 098-993-7777(有料))

■ お問合せ時間 8:30~17:00 (土日・祝休日を除く)

■ 支店・営業所窓口営業時間 8:30~16:00 (")

■ ホームページアドレス <http://www.okiden.co.jp>

【電気需給契約に関する重要事項】

1. 供給条件の変更

- (1) 当社は、契約期間満了前であっても、選択約款を変更することがあります。
- (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、選択約款を変更いたします。
- (3) 当社は、(1)または(2)により選択約款を変更する場合は、変更内容をお客さまにお知らせいたします。

2. 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。
 - ① 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日まで）の末日までといたします。
 - ② 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
 - ③ 当社は、②により需給契約を継続する場合は、継続される契約期間をお客さまにお知らせいたします。

3. 使用電力量の計量

使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定いたします。

4. 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 - ① 電気の供給を開始し、再開し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合
 - ② 契約種別、契約負荷設備、契約電力、供給電圧、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合
- (2) ①または②の場合は、料金を日割計算いたします。

5. 料金の支払期日

支払義務は、検針日（需給契約が消滅した場合は、消滅日）に発生いたします。また、支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。
なお、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ当社が通知することがあります。

6. 料金その他の支払方法

料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、料金その他の収納業務を行なう当社の事業所において、または次の方法によってお支払をお願いいたします。(1)または(3)でのお支払いを希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ申込をお願いいたします。

- (1) 口座振替によるお支払い
- (2) 請求書によるお支払い
- (3) クレジットカードによるお支払い（工事費負担金その他のお支払いおよび高圧でご契約のお客さまは除く）

7. 延滞利息

支払期日を過ぎて料金をお支払の際は、電気料金から延滞利息として、年10%の割合（一日につき約0.03%）を乗じた金額を、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

8. 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

9. 損害賠償の免責

- (1) 当社が、電気の供給を中止し、または電気の使用を制限した場合等で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 電気供給約款または選択約款に反した場合等によって電気の供給を停止した場合または需給契約を解約した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

10. 需要場所への立入りによる業務の実施

当社（当社が委託した業者含む）は、当社の供給設備または計器等需要場所内の当社の電気工作物の設計、施行、改修または検査や、計量器の検針または計量値の確認等を実施するため、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。

11. 電気供給の停止または需給契約の解約^{※1}

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給の停止または需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、あらかじめ供給停止日または解約日を予告いたします。

 - ① お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
 - ② お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
 - ③ 電気供給約款または選択約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務を支払われない場合
- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止または需給契約を解約することがあります。
 - ① お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合^{※2}
 - ② 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合^{※2}
 - ③ 契約負荷設備または契約受電設備以外の負荷設備または受電設備によって電気を使用された場合^{※2}
 - ④ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用したとき^{※2}。
 - ⑤ 高圧電力の場合または高圧電力に準ずる場合で、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用されたとき。
 - ⑥ 契約使用時間以外の時間に電気を使用された場合
 - ⑦ 電気供給約款39（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合^{※2}
 - ⑧ 電気供給約款40（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合^{※2}

※1：平成28年3月31日までに需給契約が成立したお客さまについては電気の供給の停止を、平成28年4月1日以降に需給契約が成立したお客さまについては需給契約の解約を行ないます。

※2：需給契約が平成28年4月1日以降に成立した場合でも、供給の停止を行ないます。

12. 需給契約の変更または廃止

- (1) お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、当社までご連絡をお願いいたします。
- (2) お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社までご連絡をお願いいたします。

13. 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算

お客さまが、契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとしたり、または契約電力を減少しようとされる場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、電気供給約款にもとづき料金および工事費をお客さまに精算していただく場合があります。ただし、低圧で電気の供給を受けている場合で、当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置するとき、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

14. 引込線の接続および工事費の負担

- (1) 当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続は、当社が行ないます。

なお、お客さまの希望によって引込線の位置変更工事を行なう場合には、当社は、実費を申し受けます。
- (2) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、これにともない当社の設備を新たに施設するときには、工事費負担金が発生する場合があります。

15. 保安に対するお客さまの協力

- (1) 引込線、計量器等その需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障がある場合は、すみやかにその旨を当社へ通知をお願いいたします。当社は、ただちに適当な処置をいたします。
- (2) お客さまが当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。この場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。